

# 令和8年度「現代版お伊勢参り」推進事業業務委託仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度「現代版お伊勢参り」推進事業業務委託

## 2 事業の目的

三重県には江戸時代、全国から多くの人々が街道をとお伊勢参りに訪れ、道中には餅などの食を楽しみながら、さまざまな観光名所を巡り旅してきたという歴史がある。

本事業では、次期神宮式年遷宮を見据え、お伊勢参りによってもたらされてきたにぎわいを県内全域に波及させることを目的として、お伊勢参りの歴史・文化をふまえたブランディングや広域の周遊ルートの造成に取り組むことにより、滞在型周遊観光を推進する。

## 3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

## 4 業務内容

### (1)「現代版お伊勢参り」のブランディング

#### ①ブランドコンセプトの策定

「現代版お伊勢参り」をテーマとしたブランドコンセプトを策定する。

- ・ターゲットは、知的好奇心が強く、歴史文化に関心のある国内外の旅行者を想定している。
- ・専門的知見、実績のある専門家を配置して策定すること。
- ・旅行者に浸透し、地域において持続的に活用されるよう、県内市町、DMO、観光団体、観光関連事業者等の意見を聴きながら策定すること。

#### ②ブランドストーリー動画の制作

事業の目的やブランドコンセプト、下記の要件をふまえたブランドストーリー動画を制作する。

- ・長編動画1本、短編動画1本以上
- ・画質は4K以上
- ・データ形式は次のとおり
  - i) ホームページに掲載可能な形式
  - ii) YouTubeにアップロード可能な形式
  - iii) 一般的なDVD（またはBD）ドライブ付きパソコンで再生可能な形式
- ・誘客イベント等での放映、ホームページへの掲載等で活用することをふまえ、動画の本数及び時間を設定すること。
- ・長編、短編それぞれにおいて、音声、字幕等で日本語、英語、仏語に対応して制作するとともに、英語版及び仏語版はネイティブによる翻訳又は確認を行うこと。
- ・三重県が無期限で使用できるよう、著作権等に留意して制作すること。
- ・完成後の動画内容の編集・改変に柔軟に対応できるように、拡張性・編集性を確保した動画制作を行うこと。
- ・動画は本事業で制作するホームページに掲載すること。

#### ③ブランドストーリーブックの制作

事業の目的やブランドコンセプトをふまえたブランドストーリーブックを制作

する。

- ・日本語、英語、仏語でそれぞれデジタル版を制作し、英語版及び仏語版はネイティブによる翻訳又は確認を行うこと。
- ・日本語版については、デジタル版に加え、A4サイズ見開き4ページ、高級感のある紙質で500部制作すること。
- ・日本語版、英語版、仏語版は、本事業で制作するホームページに掲載すること。

## (2) 周遊ルートの造成等

### ①ストーリー性のある周遊ルートの造成

ブランドコンセプトをふまえ、旅行者の周遊や宿泊を促すため、歴史街道、伊勢西国三十三所観音巡礼、庭園、餅街道など、三重ならではの歴史・文化、食、自然等の観光資源を活用した県内広域のストーリー性のある周遊ルートを造成すること。

- ・1泊2日以上ルートを5本以上造成すること。
- ・ストーリー性を持たせるとともに、明確な体験価値を設定すること。
- ・三重の歴史街道(東海道、伊勢街道、伊勢別街道、大和街道、熊野街道等)、伊勢西国三十三所観音巡礼(39か所)、みえガーデンツーリズム協議会の構成庭園(7庭園)、餅街道と呼ばれる名物餅をはじめ、お伊勢参りの歴史・文化をふまえた観光資源や観光施設等を活用すること。
- ・三重でしか堪能することができない食や食文化の体験、当該ルートにふさわしい宿泊施設を組み入れるとともに、移動手段についても考慮すること。
- ・周遊ルートごとにコーディネーターを配置し、市町、DMO、観光団体、観光関連事業者等地域の関係者の意見を聴きながら連携して進めるとともに、将来、地域における持続的な取組につながるよう、地域のとりまとめ役を担うこと。
- ・コーディネーターは地域の観光団体等からの選任を優先することとし、地域から適任者を選ぶことが難しい場合には、受託者にてコーディネーターを置くこと。
- ・周遊ルートの造成にあたり、必要に応じて観光地づくりや周遊ルート造成に専門的知見、実績を有する専門家を派遣すること。
- ・専門家やコーディネーターに係る費用は委託業務内にて負担すること。

### ②周遊ルートのPR動画の制作

それぞれの周遊ルートを紹介する動画を制作する。

- ・誘客イベント等での放映、ホームページへの掲載等で活用することをふまえ、適切な動画の時間を設定すること。
- ・言語音声を入れる場合は、日本語、英語、仏語に対応して制作するとともに、英語及び仏語はネイティブによる翻訳又は確認を行うこと。
- ・各ルートのストーリーや体験価値が伝わる内容とすること。
- ・画質は4K以上
- ・データ形式は次のとおり
  - i) ホームページに掲載可能な形式
  - ii) YouTubeにアップロード可能な形式
  - iii) 一般的なDVD(またはBD)ドライブ付きパソコンで再生可能な形式
- ・三重県が無期限で使用できるよう、著作権等に留意して制作すること。
- ・完成後の動画内容の編集・改変に柔軟に対応できるよう、拡張性・編集性を確保した動画制作を行うこと。
- ・動画等を撮影・収集する場合は、三重県もしくは三重県が認める機関等が今後のプロモーション(WEB、SNS、印刷物、イベント等)で利用できるよう、2

次使用も含めて受託者が撮影先・収集先から許可を得るなど、権利関係を整理すること。

- ・動画は本事業で制作するホームページに掲載すること。

### (3) 情報発信

#### ①多言語ホームページの制作

「現代版お伊勢参り」のブランドや周遊ルートを国内外に発信するホームページを多言語（日本語、英語、仏語）で制作する。

##### ア 機能要件、使用用途等

- ・ブランドコンセプトをふまえた魅力的なデザインとすること。
- ・スマートフォン、タブレット等に対応したレスポンシブウェブデザインで作成すること。
- ・保守性、可用性、可変性、拡張性に優れたページとなるよう設計すること。

##### イ ページ構成等

- ・ホームページは日本語、英語、仏語に対応して作成し、日本語ページは、(公社)三重県観光連盟公式サイト「観光三重」のサブドメインとして、英語ページ及び仏語ページは、多言語サイト「Visit Mie」のサブドメインとして設定すること。

なお、サブドメインの設定にあたっては、三重県観光連盟と調整すること。

- ・日本語ページは「観光三重」内に、英語ページ及び仏語ページは多言語サイト「Visit Mie」にバナーを貼るなど、作成したホームページの閲覧が促されるよう工夫すること。

観光三重 : <https://www.kankomie.or.jp/>

Visit Mie (英語) : <https://visitmie-japan.travel/en/>

Visit Mie (仏語) : <https://visitmie-japan.travel/fr/>

- ・デザイン、ページ構成、掲載内容等について、三重県及び三重県観光連盟と調整しながら制作すること。
- ・ホームページから関連するウェブサイトへ遷移するためのバナーを設置できるようにすること。
- ・関連するウェブサイトから当該ホームページへ遷移するための当該ホームページのバナーを作成すること。
- ・ホームページが出来上がった際には、三重県観光連盟公式サイト「観光三重」で告知する記事を掲載するとともに、公式SNS「観光三重」でも情報発信を行うこと。

なお、その発信の際、各記事毎にホームページへ遷移するためのバナーを掲載すること。

- ・ノーコードでホームページを作成し、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を受託者以外の者ができるようにすること。また、そのマニュアルを作成すること。
- ・ノーコードに係る更新可能な箇所は三重県と相談のうえ決定すること。
- ・著作権については、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とし、後年度以降に著作権の使用料等が発生しないようにすること。
- ・納品後の保守体制や更新作業等については、運用負担の軽減に配慮のうえ、別途協議することとする。

#### ②チラシ、ポスターの作成

「現代版お伊勢参り」のブランドや周遊ルートを国内向けに発信するためのチラシ、ポスターを制作、印刷、配布する。

- ・デザインは三重県と協議のうえ決定する。
- ・チラシ（A4、両面フルカラー） 4,000枚
- ・ポスター（B2、片面フルカラー） 200枚
- ・掲載内容
  - チラシ：ブランドコンセプト、すべての周遊ルートを掲載
  - ポスター：ブランドコンセプトを中心とし、周遊ルートは一部抜粋して掲載
- ・納品についての詳細は、三重県と調整して決定すること。

### ③仏語版デジタルブックの制作

フランス人向けに情報発信するためのデジタルブックを制作する。

- ・令和7年度、県が日本及びフランスの大学と連携して作成したデジタルブックの日本語原稿に基づき、仏語翻訳及びレイアウト編集を行うこと。
- ・デジタルブックの構成
  - i) お伊勢参りの歴史・文化 日本語原稿 400字×30ページ
  - ii) 伊勢西国三十三所観音巡礼 日本語原稿 400字×140ページ
  - iii) 伊勢國の食文化 日本語原稿 400字×30ページ
- ・仏語翻訳は、日本語原稿の作成に携わった日本及びフランスの大学教授等と連携して行うこと。
- ・翻訳にかかる費用は90万円程度、支払いに際しては一部ユーロ建ての決済を想定するとともに、支払い時期について別途協議するものとする。
- ・フランス人が読みやすいレイアウトとなるよう編集を行うこと。
- ・仏語版デジタルブックは、本事業で制作するホームページに掲載すること。
- ・詳細については、県と協議のうえ、決定するものとする。

### ④その他効果的な情報発信

「現代版お伊勢参り」のブランドや周遊ルートの認知度向上のため、効果的な情報発信方法及び回数を積極的に提案すること。なお、提案内容については、委託費の範囲内で実施するものとする。

## 5 その他

### (1) ミーティングの実施

本業務の円滑な遂行、進捗管理等を目的に、県と定期的なミーティングを実施すること（1ヶ月に1回は実施すること）。

また、上記以外に必要なに応じて、対面又はオンラインでのミーティングを実施するとともに、オンラインの場合はミーティングのURLなど必要なものを用意すること。なお、ミーティングを実施した場合は記録を作成し、三重県に報告すること。

### (2) 報告事項

受託者は、次の項目について、三重県への報告を行うこと。

ア 業務運営に係る体制の見直しが必要となった場合は、三重県へ報告を行い、協議すること。

イ 三重県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに三重県に報告し、情報を共有するとともに、必要なに応じて指示を受けること。

### (3) 納品する成果品

以下の資料を令和9年3月24日(水)までに、観光振興課に紙媒体1部および電子媒体1式で提出すること。

- ・委託業務完了報告書
  - i) 委託名
  - ii) 契約金額
  - iii) 契約日、契約期間
  - iv) 完成年月日
  - v) 実施した業務概要
  - vi) 実績、成果、残された課題
  - vii) その他事業実施の説明に必要な書類
- ・本業務において制作された動画、PRツール等(印刷等で利用できるよう、AIデータなど電子データでも納品すること。)
- ・その他、県が成果品として提出を求めるもの

### (4) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに三重県へ報告し協議を行うこと。

### (5) 契約の変更

本業務にかかる内容や支援量等を踏まえ、三重県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。

### (6) 業務の実施体制

#### ア 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、三重県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について三重県へ協議・報告を行う。

#### イ 名簿の提出

受託者は、アに定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。

名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに三重県に提出しなければならない。

#### ウ 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に三重県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

### (7) その他、受託上の留意点

ア 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、被写費、交通費、通信費、消耗品費等全ての経費を、本業務委託料に含むものとする。

イ 企画提案書で提案した業務は、当初契約金額内で責任をもって履行すること。

ウ 契約締結後において、委託者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、委託者と受託者とで取り扱いを協議する。

エ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内

容については、三重県と協議して実施するものとする。

- オ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、その指示に従うこと。
- カ 業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- キ 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- ク この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ケ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- コ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- サ 受託者は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- i) 断固として不当介入を拒否すること。
  - ii) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - iii) 三重県に報告すること。
  - iv) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- なお、受託者が上記ii)又はiii)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- シ 障がい者を理由とする差別解消の推進
- 受託者は、業務を実施するにあたり、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。